

平成28年度

JTC日本語学校

学生生活の手引き

第1条 教育理念

本校は、日本語を母語としない学習者に対し、その日本語能力を向上させ、本校卒業後の進学をサポートすることを主な目的としております。そのために、日本語教育を通じて日本の文化や社会についての理解を促進し、学生が、日本人・日本社会との円滑な共生を実現できるような教育を目指しています。

そのための理念として本校では「国際的適応性」と、日本と諸外国との「文化融合」を掲げています。「国際的適応性」とは、互いの文化を尊重し、民族・国境の枠にとらわれることなく自己表現ができることであり、「文化融合」とは、文化の優劣という偏見を持たずに多様な文化を自己の中に柔軟に取り込み、異文化理解を深めることです。

本校は、このような理念の実現を目指した日本語教育に力を入れています。また、日本語を初めて学ぶ学生に対し、上記の「二つの扉」を自力で開け、邁進できる力も培っています。

第2条 教育方針

本校は、学生が大学等に進学するために、良い日本語学習環境を提供することを目標としています。日本語学習、日本文化体験だけではなく、勤勉で積極的な学習態度を育てることを、本校の教育方針としています。

本校は、学生に一流の教育を提供し、学生が卒業後理想の大学や大学院等に進学し、社会に貢献できる人材となるよう力を入れています。

第3条 コース、学期、休日（コース、がっき、きゅうじつ）

コース	日本語進学コース	
か 課 てい 程	2年コース 1年3ヶ月コース	1年6ヶ月コース 1年9ヶ月コース
入学時期	4月/1月	10月/7月
休 日	土曜日、日曜日、国民の祝日、春休、夏休、秋休、 冬休	

第4条 カリキュラム

本校のカリキュラムは、2年コースと1年半（1.5年）コースの二種類しゅるいがあります。

(1) 2年コース（4月入学生）

初級編しよきゅうへん【1年度目】は第Ⅰ期だいいっき（4月～6月）、第Ⅱ期だいにき（7月～10月）、第Ⅲ期だいさんき（11月～1月）で構成こうせいされます。

中級・上級編ちゅうきゅうへん【2年度目】は第Ⅳ期だいよんき（2月～8月）、第Ⅴ期だいごき（9月～3月）で構成されます。

*進学指導：第Ⅳ期、第Ⅴ期

2年コースカリキュラム				
1年		(初級編)		
第Ⅰ期	4月～6月	みんなの日本語初級Ⅰ 挨拶・ひらがな・カタカナ 漢字・聴解タスク・作文・会話	到達度テスト 合格	第1回面談
第Ⅱ期	7月～10月	みんなの日本語初級Ⅱ 漢字・聴解タスク・作文・会話 日本事情・トピック発表	到達度テスト 合格	第2回面談
	(夏休み含む)			
第Ⅲ期	11月 12月・1月	初級まとめ・日本事情・トピック発表 中級へ行こう・N2能試・留試対策 文法・文字語彙(N2)・読解・作文	到達度テスト 合格	第3回面談
	(冬休み含む)			
2年		(中級・上級編)		
第Ⅳ期	2月～8月	中級から学ぶ 新完全マスター2級文法・小論文 聴解・聴読解・読解・小論文・カタカナ 能試・留試対策・意見発表 N2対策／N1対策		第4回面談
	(春/夏休み含む)			
第Ⅴ期	9月～3月	上級で学ぶ 新完全マスター1級文法・小論文 聴解・聴読解・読解・小論文・カタカナ 能試・留試対策・意見発表 N2対策／N1対策		
	(冬休み含む)			

進学クラス	進学指導
4月・5月	進学調査・進学個人面接・大学院受験者個別指導
6月	進学説明会参加・受験&マナー指導開始・小論文指導強化
7月	最終進路調査
9月	進学校受験開始
10月～12月	専門学校・大学(推薦入試)・大学院受験 合格者決定
1月～3月	大学&大学院合格者決定

(2) 1.5年コース（10月入学生）

初級編は、第Ⅰ期（10月～12月）、第Ⅱ期（1月～3月）、第Ⅲ期（4月～7月）で構成されます。

中級・上級編は、第Ⅳ期（8月～12月）、第Ⅴ期（1月～3月）で構成されます。

*進学指導：第Ⅲ期、第Ⅳ期、第Ⅴ期

1.5年コースカリキュラム				
1年		(初級編)		
第Ⅰ期	10月～12月 (冬休み含む)	みんなの日本語初級Ⅰ 挨拶・ひらがな・カタカナ 漢字・聴解タスク・作文・会話	到達度テスト 合格 ↓	第1回面談
第Ⅱ期	1月～3月 (春休み含む)	みんなの日本語初級Ⅱ 漢字・聴解タスク・作文・会話 日本事情・トピック発表	到達度テスト 合格 ↓	第2回面談
2年				
第Ⅲ期	4月～7月	初級まとめ・日本事情・トピック発表 中級へ行こう・N2能試・留試対策 文法・文字語彙(N2)・読解・作文	到達度テスト 合格 ↓	第3回面談
(中級・上級編)				
第Ⅳ期	8月～12月 (夏/冬休み含む)	中級から学ぶ 新完全マスター2級文法・小論文 聴解・聴読解・読解・小論文・カタカナ 能試・留試対策・意見発表 N2対策/N1対策		第4回面談
第Ⅴ期	1月～3月 (冬休み含む)	上級で学ぶ 新完全マスター1級文法・小論文 聴解・聴読解・読解・小論文 能試・留試対策・意見発表 N2対策/N1対策		

進学クラス	進学指導
4月・5月	進学調査・進学個人面接・大学院受験者個別指導
6月	進学説明会参加・受験&マナー指導開始・小論文指導強化
7月	最終進路調査
9月	進学校受験開始
10月～12月	専門学校・大学(推薦入試)・大学院受験 合格者決定
1月～3月	大学&大学院合格者決定

第5条 各種試験

① 日本語能力試験：日本語能力を測定する公的試験

申込時期	3～5月、7～9月中旬	試験日	6月、12月第一日曜日
レベル	1級・2級・3級・4級	試験内容	文字語彙・聴解・読解・文法
結果発表	9月上旬 / 2月上旬		

② 日本留学試験：大学、専門学校に入学するための試験。

申込時期	2月～3月/6月～7月	試験日	毎年6月、11月
文系	日本語・数学Ⅰ・総合	理系	日本語・数学Ⅱ・理科
結果発表	7月上旬 / 12月下旬		

③ 大学入試：各大学は入学試験を行います。主な科目は

文系	日本語・英語・小論文・面接・志望理由書
理系	日本語・数学・理科・英語・面接・志望理由書

④ 大学院入試：各大学院は入学試験を行います。主な科目は

文系	専門科目・小論文・面接・研究計画書
理系	専門科目・小論文・面接・研究計画書

第6条 出席/欠席

出席率は、成績や進学及びビザ更新等の資格変更にかかわる重要なことです。授業が始まる時に出席をとり、出席率はコマ単位で計算します。

$$\text{出席率} = \frac{\text{出席したコマ数}}{\text{全授業コマ数}} \times 100\%$$

- 出席率は、原則100%が求められます。万が一、欠席する場合は、必ず事前に事務局に連絡をしてください。
- 出席率80%以下の学生に関しては、在留資格更新、資格外活動許可などの手続きについて、学校は代行しません。
- 学校は入国管理局に対し定期的（5月と11月）に個別学生の出席・成績証明書を学校専用封筒に入れ、封印したものを提出することが義務付けられています。このためにも原則出席率維持が求められています。

4. 時間割

午前	1 コマ	2 コマ	休み	3 コマ	4 コマ
時間	9:10	9:55	20分間	11:00	11:45
	～ 9:55	～ 10:40		～ 11:45	～ 12:30
午後	1 コマ	2 コマ	休み	3 コマ	4 コマ
時間	13:10	13:55	20分間	15:00	15:45
	～ 13:55	～ 14:40		～ 15:45	～ 16:30

*遅刻及び欠席の手続き

必ず事前に担任に連絡をして、翌日、遅延理由書または欠席理由書を提出してください。担任が不在の時には、事務室まで届けてください。

- 15分以内の遅刻および早退は、3回で1コマ分の欠席となります。
- 電車の故障、人身事故、自然災害などで遅刻した場合は、遅延証明と理由書を事務室に提出後、鉄道運営会社がインターネットに公表した情報と一致した場合は出席とみなします。電車のラッシュ時の混雑など予測できる遅延に関しては、原則として遅刻となります。

(遅延書類の手続き)

- *当該駅で遅延証明書を受け取る→教室で担任に遅延証明書の確認を受ける→事務室に遅延証明書を提出し遅延理由書を作成する→内容が確認された場合のみ出席扱いとなります。

- 専門学校・大学・大学院入試のため欠席した場合、公欠となります。公欠希望者は入試日前に、まず担任の先生に相談してから、入試日前に公欠届を事務室に提出し、申請手続きをおこない、許可を受けた場合は出席とみなされます。

(公欠書類の手続き)

- *公欠届の申請→事前に入試日を担任に申し出る→入試日前に公欠届を事務室に提出→受領された場合出席扱いとなります。

第7条 受講マナー

1. 辞書・鉛筆・消しゴム・ボールペン・赤ペン・ノートなどの筆記用具及び教科書は、必ず持参しましょう。宿題・学内テストの時はすべて鉛筆で回答してください。なお、重要な書類にはボールペンで記入してください。
2. 教科書など学習必需品は、校内に置かず毎日必ず持ち帰りましょう。置物の紛失は自己責任となります。
(テキスト・プリント・シャープペンシル・赤ペンなど)
3. 授業中は日本語で話し、母国語は出来るだけ使わないでください。
4. 授業時間は飲食厳禁です。良い学習環境を保ってください。蓋付き飲み物は持参可能です。
5. 教科書を忘れないでください。忘れた場合はコピーを取りますので、一枚10円のコピー代金を事務室まで払ってください。
6. 受講中の携帯電話などの通信機器使用は原則禁止ですので、マナーモードもしくは電源を切ってください。ただし、教員の許可による、受講に必要な検索などはこの限りではありません。
7. 試験の時、学生証の提示が必要になる場合があります。常に学生証は携帯してください。いうまでもなくカンニング行為には厳しく対処します。
8. 試験当日に欠席した場合は、必ず授業外で追試を受験してください。その場合、追試受験料が発生します。ただし、追試での登校は出席扱いとはなりません。また、追試を受けなかった学生は、成績証明書の発行を受けられません。
9. 成績・出席・受講マナーが不良な学生に対しては、本校受け入れ趣旨の観点から、多様な指導、教育を施し改善させるために第10条に掲げる特別指導を実施します。

勉学の向上のために以下の事項は必ず守ってください。

- ① 入学から卒業までテキスト・辞書・筆記道具を持参し、受講マナーを必ず厳守してください。
- ② 予習、復習は欠かさず行ってください。また宿題の提出期限は厳守してください。
- ③ 毎回の小テスト・修了テストの前は必ず試験準備をして臨んでください。

第8条 学校生活でのマナー

1. 学校 施設である 校舎や教室は大切に^して、大事^こに使^しってください。学校生活では^{れいぎ}礼儀正しく、学生に^{ふさわ}しい^{ふるま}振る舞^いを^{しま}しましょう。
2. ゴミは^{ぶんべつ}分別し、指定^{してい}のゴミ箱^すに^す捨て^てください。教室や校内に^{ほう}ゴミを^ち放^ち置^{して}はいけません。
3. 喫煙^{きつえん}は指定場所^{かいだんおど}（各^ば階^ば段^ば踊^り場^ば）で^{おこ}な^って^くだ^さい。トイレなどを^{ふく}含^め校舎内^{すべ}では^{きんえん}全^て禁^煙です。
4. 学校の^{ちゅうりんじょう}駐^{ちゅう}輪^{りん}場^{じょう}を利用^{する}際には、自^じ転^{てん}車^{しゃ}通^{つう}学^{がく}許^{ぎょ}可^か申^{しん}請^{せい}をし、許^{きょ}可^かを^あ受^うけ^てから^{ちゅう}駐^{ちゅう}輪^{りん}し^てく^ださ^い。
5. 保^ほ証^{しょう}人^{にん}や本^{ほん}人^{にん}の住^す所^{しよ}、電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう}、ア^あル^るバ^ばイ^いト^と先^{せん}など^なが^あら^わい^ませ^ぬ場^ば合^がは、^{すみ}速^{すみ}や^かに^{じむ}事^じ務^む局^{きょく}で^あら^わい^ませ^ぬ手^て続^{ぞく}き^して^くだ^さい。
6. 掲^{けい}示^じ板^{ばん}に^{さい}最^{さい}新^{しん}の^お知^ちら^せが^は貼^はっ^てあ^るの^で、毎^{まい}日^{にち}必^{ひつ}ず^ず確^{かく}認^{にん}し^てく^ださ^い。
7. 貴^き重^{じゅう}品^{ひん}管^{かん}理^り
財^{ざい}布^ふや携^{けい}帯^{たい}電^{でん}話^わな^どの^き貴^き重^{じゅう}品^{ひん}は^じ自^じ己^ぎ責^{せき}任^{にん}で^しっ^かり^かん^り管^{かん}理^りし^てく^ださ^い。

第9条 事務手続^{じむてつづき}

以下^いの^か合^が、事^じ務^む局^{きょく}で^て手^て続^{ぞく}き^を行^おう^によ^うが^あり^ます。

受^う付^け時^じ間^{かん}は、【9:00～17:00】^{です}。

1. 学^{がく}生^{せい}証^{しやう}紛^{ふん}失^{しつ}時^じ
学^{がく}生^{せい}証^{しやう}再^{さい}発^{はつ}行^{こう}届^{とど}け^を記^き入^いし、事^じ務^む局^{きょく}ま^で提^{てい}出^{しゅつ}し^てく^ださ^い。
2. 在^{ざい}留^{りゅう}カ^ード^ど紛^{ふん}失^{しつ}時^じ
在^{ざい}留^{りゅう}カ^ード^どは^いつ^も携^{けい}帯^{たい}し^てく^ださ^い。紛^{ふん}失^{しつ}し^た場^ば合^がは、事^じ務^む局^{きょく}に^いり^ませ^ぬ届^{とど}け^出て^から、警^{けい}察^{さつ}署^{しよ}に^いり^ませ^ぬ行^おき^ませ^ぬ紛^{ふん}失^{しつ}届^{とど}け^の手^て続^{ぞく}き^をし^て、東^{とう}京^{きやう}入^{にゅう}国^{こく}管^{かん}理^り局^{きょく}で^あら^わい^ませ^ぬ再^{さい}交^{こう}付^ふの^あし^んを^しな^けれ^ばな^りま^せぬ。
3. 学^{がく}校^{がう}に^われ^れ物^{ぶつ}を^した^時
職^{しやく}員^{いん}室^{しつ}に^いり^ませ^ぬ来^あず^りて、わ^れれ^れ物^{ぶつ}預^あり^ませ^ぬ所^{しよ}を^ちえ^くし^てく^ださ^い。
4. 学^{がく}校^{がう}で^ぶつ^を拾^{しよ}つ^た時^じ
事^じ務^む室^{しつ}に^いり^ませ^ぬ届^{とど}け^てく^ださ^い。（拾^{しよ}つ^た場^ば所^{しよ}と^じ間^{かん}を^つた^へる）
5. 本^{ほん}人^{にん}、身^み元^{もと}保^ほ証^{しょう}人^{にん}住^す所^{しよ}・連^{れん}絡^{らく}先^{せん}の^あら^わい^ませ^ぬ時^じ
登^{とう}録^{ろく}事^じ項^{きやう}変^{へん}更^{こう}届^{とど}け^と在^{ざい}留^{りゅう}カ^ード^のコ^{ピー}を^{てい}出^{しゅつ}し^てく^ださ^い。
6. ア^あル^るバ^ばイ^いト^とを^あら^わい^ませ^ぬ時^じ
学^{がく}校^{がう}所^{しよ}定^{てい}の^あら^わい^ませ^ぬア^あル^るバ^ばイ^いト^と登^{とう}録^{ろく}用^{よう}紙^しに^き入^いり^ませ^ぬ届^{とど}け^して^くだ^さい。
6-1 新^{しん}入^{にゅう}生^{せい}の^しが^くが^いか^つど^うき^ょか^しよ^の資^し格^{かく}外^{がい}活^{かつ}動^{どう}許^{ぎょ}可^か書^{しよ}は^{にゅう}入^{にゅう}す^る際^{さい}に^あし^んせ^ぬ届^{とど}け^し、そ^の場^ばで^は発^{はつ}行^{こう}さ^れま^す。ア^あル^るバ^ばイ^いト^とは^許可^か書^{しよ}を^もら^って^から^あら^わい^ませ^ぬ時^じに^あら^わい^ませ^ぬ。

6-2 資格外活動許可範囲は週 2 8 時間以内（夏期、冬期および春期休暇中は、1 日 8 時間以内）の範囲で許可されます。制限時間を超えたアルバイトをした場合は、本国送還・罰金・懲役などの処分を受けますので絶対にしないでください。

6-3 風俗営業や風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは禁じられています。スナック・ナイトクラブ・客の接待をして飲食させるバー・喫茶店・カフェなどでは皿洗いや掃除をすることも禁止されていますので、絶対にしないでください。

7. 一時帰国

一時帰国をする場合は出席率90%以上が必須条件です。一時帰国申請が必要になります。まず担任の先生に相談して、その後一時帰国申請の許可を得てから必ず航空券の手配を行ってください。

8. 奨学金申請

8-1 成績優秀者 奨学金制度

日本留学試験・日本語能力試験において優秀な成績を収めた者に対して支給する奨学金です。試験毎に金10,000円を支給します。

8-2 文部科学省 私費外国人 留学生学習 奨励費

月額30,000円の支給で、年間合計360,000円の支給です。

8-3 進学奨励金

優秀学生賞・優秀成績賞・優秀出席賞

在学時の実績を評価し卒業式にて表彰し、進学奨励金を支給する。

8-4 私費外国人 留学生学習 奨励費 給付予約制度

（日本語教育機関推薦）

3月にJTC日本語学校を卒業して、4月から大学院、大学、専門学校に進学予定の留学ビザの学生は、本校から推薦をして、審査に通れば、進学後に月額48,000円の奨励費を受給することが可能です。

（2012年4月現在）

【応募条件】

- ① 出席率 90%以上
- ② 日本留学試験を 3 科目以上受験（例：日本語＋総合科目＋数学コース 1）
- ③ 4 月から正規生として日本国内の大学院、大学、専門学校へ進学決定者
- ④ 他の奨学金を受給する予定がない者

8-5 選考：選考方法は以下の手順を以って決定する。

- ①奨学金を希望する学生は担任に申し出る
- ②各担任は申請した学生の諸条件を審査する
- ③各担任は該当する学生を教務主任に推薦する
- ④該当する学生を最終審議し、選出者を決定する
- ⑤教務会議で選出された学生の書類を学校長及び理事長に提出する
- ⑥学校長及び理事長が最終的に判断し、奨学金受給者を決定する

8-6 失効：以下の条件のいずれかに該当する学生は奨学金支給を取り消す。

- ①出席率の著しい低下
(過去1ヶ月の出席率が90パーセントを下回った場合)
- ②学内試験の結果が芳しくない
(テスト結果が80パーセントを下回った場合)
- ③真面目に学業に取り組んでいない
(授業態度・宿題の提出状況・小テストの結果等で判断)

第10条 学費納付について

学費は必ず指定日までに、学校口座に振り込んでください。理由なく滞納した場合、退学処分になります。その場合、学費の返却はしません。

第11条 特別指導

本学では成績不良、出席不良、受講不良などで再三の教員指導に従わない以下の学生に対しては特別指導を実施します。

- ①入学後一定期間を経過しても入学時の「確認書」事項が守られない者。
- ②この間教員指導に従わない者。
- ③授業中に他の者の受講を著しく妨げる者。
- ④学業の向上が見られず、その努力も見られない者。
- ⑤その他これに準ずると判断される者。
- ⑥6か月間の出席率80%以下の者

*この指導を受けても改善が見られない者は、退学候補者として扱うものとします。

第12条 退学

8. 自主退学

病気や結婚などで退学せざるを得ない場合、事務室に退学届けを提出してください。

退学が許可されたらば、1ヶ月以内に、必ず帰国、或いは在留資格の変更手続きをしてください。

9. 強制退学^{きょうせい}

法律違反・刑事罰・校則違反などで学校の秩序を乱す行為を繰り返す者、出席率が著しく低い者、無断に学費を滞納した者は強制退学、又は除籍処分になります。退学処分となった者は、1ヶ月以内に帰国しなければなりません。

強制退学処分の対象者（学生懲戒規定を参照）

1. 性行不良で改善の見込がないと認められる者^{せいぎょう}
2. 学力劣等で成業の見込がないと認められる者^{れつとう せいぎょう}
3. 正当の理由がなくて欠席が多い者
4. 本校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した者^{ほんぶん はん}
5. 虚偽の事実に基づき、入学したことが判明した者^{きよぎ はんめい}
6. 校則その他本校の諸規則に違反する行為をした者^{いはん}
7. 本校の名誉又は信用を著しく傷つける行為をした者^{めいよ しんよう きず}
8. その他、本校の学生としてふさわしくないと判断された者

各種手続きにおける注意点

■ しゅつがんしよるいしんせいしよ
出願書類申請書

必ず一週間前までに申請する。

■ ちえんりゆうしよ
遅延理由書

とうがい
当該駅で必ず遅延証明書を受け取り、事務室に提出する。

■ こうけつとどけ
公欠届

必ず事前に提出する。事後報告は認めない。

大学・大学院 めいしやう 名称、受験票、大学院教授のサインなどが必要。

■ いちじきこくきよかしんせい
一時帰国許可申請

帰国する 2週間前までに申請する。

帰国日時、理由、予定航空便名（おうふく往復）・時間、たいざいさき滞在先の住所・訪問者氏名・電話番号が必要。

■ しゅつせき せいせきしやうめいしよ
出席・成績証明書

卒業・卒業見込み証明書

学生証再発行

通学証明書（とえいせん かぎ都営線に限る。）

上記証明書発行には最短三日は必要のため、それ以前に早めに申請すること。
※住所変更・電話番号変更は必ず事務室に連絡する。

各種届出書類は事務室に手受け取ること。

■出願申請書

しゅつがんしよるいしんせいしよ 出願書類申請書

名 前 ----- (よく読んでから申し込んで下さい！)
 学籍番号 ----- ※必ず担任の先生に受験することを報告して下さい
 所属クラス ----- ※必要な日より1週間前に申し込んで下さい
 ----- ※全てを記入してから出して下さい
 ----- ※申請書料金は申し込み時に払って下さい
 ----- ※合格したかどうかを担任に報告して下さい
 以下は学校の願書を見て、正確に書いて下さい ※必ずボールペンで書いて下さい

受験校名	入学時期 <input type="checkbox"/> 4月 <input type="checkbox"/> 10月 <input type="checkbox"/> その他「 」		
学部・学科	学部	学科	
出願締切日	年 月 日	試験日	年 月 日
必要書類	① 成績出席証明書……………	通	
	② 卒業(卒業見込)証明書…	通	
	③ 推薦書(出席90%以上)……	通	
	④ 在学証明書 ……	通	
	⑤ 母国卒業証書訳文……	通	母国成績証明書訳文…
①～⑤合計	円	交 付 日	年 月 日
備考			

☆成績出席証明書:300円 ☆卒業証明書:300円 ☆在学証明書:100円 ☆推薦書:300円

■公欠届

提出日 年 月 日

公 欠 届

学籍番号： 氏名： クラス：

◆公欠を申請の際は、受験票などの日付が確認できる添付資料を持参の上、事務室に公欠届をもらいに来てください。記入後に、公欠届と添付書類を担任の先生に提出して下さい。

公欠日時

【1】 年 月 日 (曜日) 午前 午後
 【2】 年 月 日 (曜日) 午前 午後

理由(大学・大学院の名称、受験内容、面談者並び指導者氏名、日時など詳細に記入)

※添付書類：受験票・研究計画書・面談指導予約表・担当教授の名刺などを提出してください

※①担任の先生のサインをもらう(担任不在の際は教務課先生のサインをいただく)

②担任または教務課先生は出席簿に公欠を記す

③事務に提出する

担任(教務)	事務

■遅延理由書

遅延理由書

日 付 :	年 月 日 () 曜日	クラス名:
学籍番号:		
ふりがな		
氏 名 :		
路線名 :	_____線 _____駅	
遅延時間 :	__時間__分	教室到着時間 __時__分
遅延理由 :	<input type="checkbox"/> 人身事故 <input type="checkbox"/> 車両トラブル <input type="checkbox"/> 信号トラブル <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> その他(_____)	
理由を詳しく書いてください。 例:日暮里駅で人身事故が発生し、30分後の13:30分に電車が動き始めましたので、学校には20分遅く、13:50分着きましたので遅延証明書を提出します。		
遅延証明書を貼付けてください		
※ 電車の故障、人身事故、自然災害などで遅刻し、遅延証明と理由書を提出し、学校が調査し事実の場合には出席とみなします。電車のラッシュ時の混雑による遅延は原則として遅刻の扱いになります。		
事務処理欄	<input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 遅刻 <input type="checkbox"/> 欠課 <input type="checkbox"/> 備考(_____)担当:	

■一時帰国許可申請書

申請日 ____年 ____月 ____日

JTC日本語学校
校長 笠井 信幸 殿

一時帰国許可申請書

下記の通り一時帰国申請の許可をお願いします。

1. 学籍番号: _____ 氏名 _____ クラス _____
2. 一時帰国期間: _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日まで
航空便名 _____
3. 一時帰国先の住所: _____
電話番号: _____
緊急連絡者氏名: _____ 続柄: _____
4. 一時帰国の理由:

注意事項

1. 申請をせず帰国すると、学則違反により処分の対象になります。
2. 帰国する理由・訪問先・滞在期間により許可ができない場合があります。
3. 出席状況が悪い学生、休み期間中補講が必要な学生、学費未納の学生には原則として許可しません。
4. 帰国中に連絡が取れなくなったり、帰国が大幅に遅れた場合は、学校の在籍を保証しません。
5. 帰国したらすぐに学校に連絡して下さい。

担任	教務	事務	許可日

■出席・成績証明書

- 卒業・卒業見込み証明書
- 学生証再発行
- 通学証明書（都営線に限る）

JTC日本語学校

証明書申込書

_____月期生 _____クラス名 学籍番号 _____

氏 名 _____ 国 籍 _____ 生年月日 _____

住 所 _____

電話番号 _____ 提出先 _____

証明書	手数料	通数	使用目的
在学証明書	100円	通	
出席・成績証明書	300円	通	
推薦書	300円	通	
卒業・卒業見込み証明書	300円	通	
学生証再発行	500円	通	
通学証明書	200円	通	
その他		通	

各証明書は最短で3日かかります。早めに依頼してください。

交付日：_____年_____月_____日



日本の法律

1. ビザについて

1-1 在留期間の更新（ビザの延長）

本校での学習期間中に、定期的にビザの延長手続きをします。在留期間が満了する二カ月前に入国管理局にて在留期間更新（ビザの延長）手続きをします。ビザの在留期間が過ぎてしまった場合、不法滞在となってしまいますので、注意してください。

在留期間更新手続きをする際には海外向け送金証明証が必要になります。在留期間更新手続きをする専用の銀行通帳を用意してください。半年に一回程度、日本在留中に経費支弁人から海外向け送金を受けることが必要になります。

1-2 資格外活動許可

アルバイトをする前に、必ず資格外活動許可申請の手続きをしなければいけません。本校は在留機関更新申請の時にまとめて申請手続きをするので、個人で申請をする際には必ず事務室に相談してください。出席率が低い学生の代行申請はできないので、気をつけてください。

1-3 一時帰国／再入国／みなし再入国

学校休み期間中に帰国する場合、必ず事前に本校指定の『一時帰国許可申請書』に帰国理由と必要事項を記入した後『一時帰国許可書』の発行を受けた学生のみ一時帰国できます。手続きをせずに帰国すると、日本に再入国することができなくなります。

本校の『一時帰国許可書』は学校指定の休暇期間中のみに発行します。出席率90%以上で、次期学費も納めている学生が申請の対象となります。本校規定では、出席率の低い学生が緊急な事由で帰国したい場合であっても、『一時帰国許可書』を発行しません。

1-4 進学後の在留期間更新

進学先での学校の各証明書をそろえ、本校の「出席・成績証明書」と「卒業証明書」の発行を受けた後に初めて進学先における在留期間更新申請が出来ますので、本校に在籍期間中は高出席率を維持しなければなりません。

ビザ代行：本校は在留資格認定申請取次校で代理申請機関です。出席率が80%以上で、学費を納めている学生に対し、本校がビザ代行申請手続きをします。出席率が低い学生の代行申請はしません。

在留カードと国民健康保険

2-1 住民登録

日本に90日以上在留する外国人は、「在留管理制度」により外国人住民登録をすることが義務づけられています。外国人住民登録は、日本へ入国後14日以内に行う必要があります。登録する場所は、居住地の市区町村役場です。

外国人住民登録をするには住居地の住所が必要になります。外出する時には、常に住居地が記入された在留カードを旅券（パスポート）の代わりに携帯しなければなりません。警察官など官公庁の行政官に「在留カードを見せてください」と言われたら、提示する義務があります。

在留カードを紛失、盗難又は滅失により失うなどした場合は、交番で紛失届を提出し、受理番号を取得し、入国管理局で在留カードの再交付を申請しなければなりません。

住所を変更した場合は、その変更が生じた日から14日以内にその居住地の市区町村役場（他市区町村への移転の場合は新居住地の市区町村）で新しい住所を登録しなければなりません。登録した後に、速やかに本校事務室に報告し、登録手続きをしてください。その手続きがない場合はビザに関する手続きを行うことができません。

2-2 国民健康保険

日本に一年以上の在住が越すと見込まれるすべての外国人は「国民健康保険」に加入する権利と義務があります。国民健康保険の加入者は、病気や怪我で病院や診療所に行った場合、医療費総額の30%を支払うこととなります。

健康保険の保険料は、加入者の前年度所得によって決められています。前年度に収入がない学生は保険料軽減を申告することができます。外国人住民登録をしている市区町村役所で入国後14日以内に住所登録をおこない、登録終わった直後に、同市区町村役所の国民健康保険課で国民健康保険の加入手続きをしてください。国民健康保険証を受領した後は必ず事務室で登録をおこなってください。

他人の国民健康保険証を借用することや他人に貸し出すことは犯罪行為です。

自分の国民健康保険証を常時携帯し、紛失しないように大事に保管してください。

3. 入国管理法（摘要）

すべての学生は法律を理解し守りましょう。

日本の入国管理関係法令をはじめとするあらゆる諸法律、法令に違反しないように常に心がけましょう。

万一、日本の諸法律、法令に違反した場合、直ちに本国へ強制送還し、法律・法令に基づく法的制裁を受けることとなります。

以下の行為が法律違反行為です。

- ①資格外活動許可がない時に、アルバイトに従事する場合
- ②一日のアルバイト時間が8時間以上になる場合

- ③在留期間を過ぎても日本に滞在する場合
- ④日本の刑法に違反する行為（例：薬物服用、薬物売買、人身売買、強盗、窃盗、詐欺など）をする場合
- ⑤風俗営業若しくは風俗関係の営業所に従事する場合（*どんな仕事内容でも違法である）
- ⑥ギャンブル、風俗関係などの営業所でのアルバイトに従事する場合（*どんな仕事内容でも違法である）
- ⑦不法滞在者を隠蔽、協力する行為をする場合
- ⑧暴力を振う場合

※資料『風俗関連仕事範囲』を参照

日本での生活

1. 金銭管理

日本到着後、できるだけ早く銀行口座を作り、手持ち金を銀行に預けてください。ゆうちょ銀行は海外送金業務を取り扱っていません。

※参考※

ゆうちょ銀行の営業時間：月～金 9：00-16：00

一般銀行の営業時間：月～金 9：00-15：00

お金を簡単に他人に貸さないでください。これからは日本での生活費、学費、大学受験費用、大学学費などの支出を自分自身で負担することになるので、節約を意識しながら、合理的な資金計画を立てなければなりません。

2. 学生寮

学生寮以外の場所に住む場合、必ず緊急連絡先を登録しなければなりません。入寮者は、必ず寮の規定を守ってください。

寮費は滞納してはいけません。

3. 交通安全

通学定期：日本の公共の乗り物には、割安の定期券がありますが、日本語学校の学生は東京都が運営する電車・地下鉄・路線バスのみ学割の通学定期券を購入することができます。

線路名の前に都営が付く電車です。（都営大江戸線、都営新宿線、都営三田線、都営浅草線など）

交通規則：

以下が交通違反による事故例です。交通安全ルールを守りましょう。

信号無視：日本では左側通行。車と通行人とも必ず信号を守ってください。

毎年、信号を無視して事故に遭遇した留学生が後を絶たないので、赤信号では、渡って行けないことを必ず心がけましょう。

自転車事故：スピードの出しすぎ、信号無視、二人乗りなどが事故につながる要因となります。左右に曲がる時、道を横切るときは、特に気をつけましょう。夜間は必ず点灯し、二人乗りはしないでください。

自転車駐輪禁止の場所では、とめてはいけません。撤収された場合、受け取る際には3000～6000円の罰金が科せられます。本校の最寄り駅周辺も自転車駐輪禁止エリアです。学校は駅に近いので、安全のためにもできるだけ電車を使いましょう。

他人が捨てた自転車を勝手に使わないでください。日本ではすべての自転車に盗難防止番号が付けられているので、盗まれた自転車を所持した場合は横領、窃盗罪になる可能性があります。

4. ゴミの処理

日本のゴミは可燃ごみ（生ごみ、不要な紙類など）と不燃ごみ（プラスチック、小さな金属、革製品、乾電池など）資源ごみ（ダンボール、古本、瓶、缶など）等があります。必ず分別してからゴミを出してください。

ゴミを出す場合は居住地の分別方法に従って、指定日の朝8時前に指定場所に出してください。

粗大ごみ（例、家具、家電、自転車など）は申込制なので、事前に粗大ごみ収集センターに申し込む必要があります。粗大ごみ収集シールを事前に購入し、収集予定日に指定場所に出してください。

5. 携帯電話の使用

5-1携帯電話料金は支払い期限以内に支払ってください。料金滞納の場合、携帯電話が使えなくなるので、学校との連絡が取れなくなります。携帯電話会社が弁護士を通じて本人に直接徴収し、入国管理局に通告されることもあります。その場合、ビザの更新などに影響を与えます。

5-2自分の名義と住所を他人に貸さないでください。携帯電話料金の支払い請求が、契約名義者が払うことになっているので、注意してください。また、携帯電話の番号などが犯罪に使われた場合、契約名義者が取り調べられます。

6. 生活環境

周囲の自然環境を大事にし、ゴミのポイ捨てや、路上につばを吐くことなどをしないでください。

公共施設でのマナーを守りましょう。学校、学生寮はみんなの施設であり、大きな声を出したり騒いだりしないように注意してください。

7. 人身・財産の安全

火災の注意：日本には木造の家屋が多いため、火災の注意を常に心がけてください。特に、ガスの使用時、タバコの火などに注意してください。

日本は地震の多い国なので、常に防災意識を持ってください。緊急時の避難方法を普段から確認しておいてください。

パスポート、銀行通帳、カードなどの貴重品を大事に保管してください。

出来るだけ、使わないお金は銀行に預けてください。

ギャンブル、風俗など、トラブルが発生しやすい場所に、近づかないでください。

日本の法律を守り、犯罪などに巻き込まれないように心がけてください。

8. 緊急の場合

8-1犯罪、事故にあった場合、110に電話を掛けてください。

火災、病気の場合、119に電話を掛け、消防車あるいは救急車を呼んでください。電話で場所・時間・自分の名前を伝えてください。必ず緊急の時にも暗唱できるよう自宅住所を覚えてください。

8-2交通事故にあった場合、いくら小さな事故でも警察に知らせてください。

保険金など受領する場合に、警察が発行した事故証明書が必要になります。相手の名前、住所、連絡方法、運転免許の番号を控えてください。目撃証言者の証言、名前、住所、連絡方法も控えてください。体などにぶつかったとき、怪我をしたとき、病院での検査を受けてください。

8-3電車などで忘れ物をした場合、直ちに駅事務室に報告してください。路上

で落とし物をした場合は、近辺交番の警察に『遺失物届け』を出して、『受理番号』を受けてください。在留カードや旅券、国民健康保険証などを遺失による再発行の際には『受理番号』が必要になります。一定の期間が過ぎたら、警察署の遺失物センターに届けられるので、そこへも問い合わせをしてみてください。

有意義な学校生活を送りましょう！

ちゅういじこう 注意事項

◆ 学校の施設に関して

- ① 学校の施設は、学校の財産ですので破損することなく大切に使うてください。自転車は学校の前に止めないでください。
- ② 日本の法律では20歳未満の者の喫煙と飲酒は禁止です。校内で、満20歳以上で喫煙する学生は指定した場所で喫煙してください。
- ③ ゴミを分別して専用のゴミ箱に入れてください。紙パックの飲料は、飲み終わったら小さくたたんで捨ててください。

◆ 出席に関して

- ① 原則欠席、遅刻、早退禁止です。
*遅刻15分以上=1コマ欠席 遅刻3回以上=1日欠席
早退15分以上=1コマ欠席
- ② 特別な理由で、遅刻・欠席になる場合、本人から事前連絡と理由書の提出が必要です。
- ③ 欠席の場合は後日必ず理由書を事務局に提出してください。
- ④ 出席率100%は進学に有利です。出席率が低い学生は休み期間、補習を受けなければなりません。(補習授業は出席日数に数えません。)

◆ 授業に関して

- ① 鉛筆、消しゴム、ボールペンなどの筆記用具を必ず持ってきてください。
*宿題、学内テストの時は、鉛筆で回答してください。重要書類は、ボールペンで記入してください。
- ② 授業中は日本語で話してください。母国語は出来るだけ使わないでください。
- ③ 授業時間は飲食厳禁です。良い学習環境を保ってください。
- ④ 教科書、宿題を忘れないでください。
*教科書を忘れた場合、コピーを取りますから、コピー代金を事務室で払ってください。
- ⑤ 授業中は携帯電話の電源を切ってください。
*携帯電話の音が授業に影響を与えます。もし授業中に電話が鳴った場合は、先生が預かります。放課後、2F事務室まで取りに来てください。

◆ 緊急連絡について

緊急の場合、事務室まで、連絡してください。

TEL : 03-5937-6837 or 080-3014-5090

◆ 学校での言葉使いについて

① 友達や後輩以外の先生や先輩に対しては、丁寧な言葉使いをしてください。「～です」、「～ます」を使わないと日本語として印象が悪くなります。注意することは「バイバイ」、「じゃあね」、「おはよう」、「ありがとう」などは先生に対して使ってはいけない言葉です。先生には「さようなら」、「おはようございます」、「ありがとうございます」など礼儀正しい言葉使いをしましょう。

② 挨拶、お礼を言うことを忘れないでください。

*朝は：おはようございます、
昼は：こんにちは、
夜は：こんばんは

年 月 日

がくせきばんごう
学籍番号：

しめい
氏名：